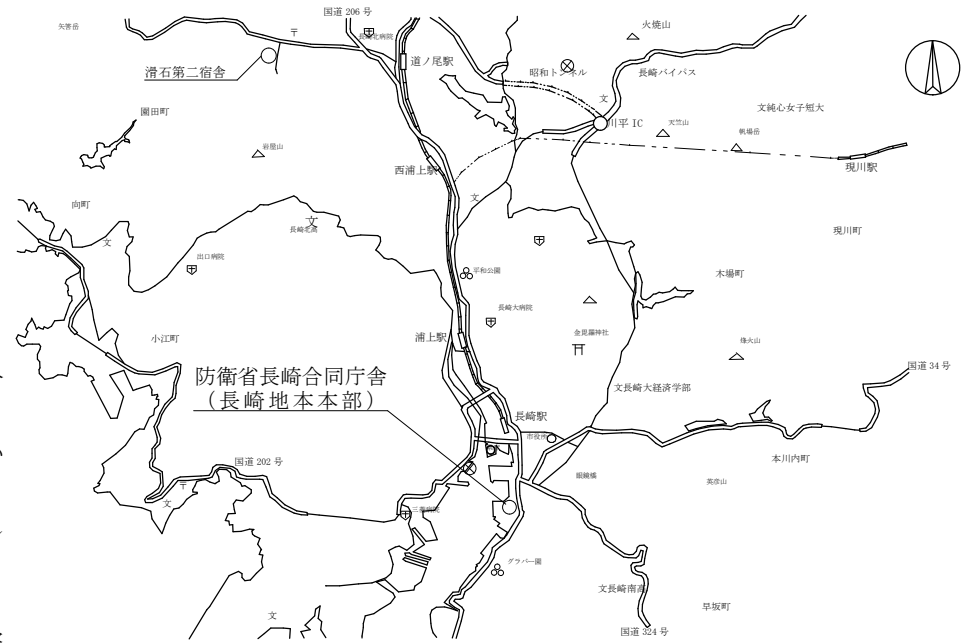


長崎地本パーテーション設置

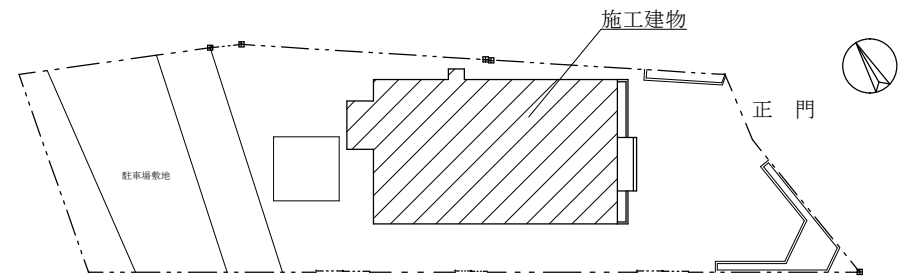
件名	長崎地本パーテーション設置		
図面名称	表紙		
図面番号	1 / 3	作成年月日	7 . 7 . 3
自衛隊長崎地方協力本部 募集課計画班			

仕様書

- 1 件 名 長崎地本パーテーション設置
- 2 場 所 長崎県長崎市出島2-25 防衛省長崎合同庁舎
- 3 概 要 防衛省長崎合同庁舎2階事務室のパーテーション設置×1箇所
- 4 一般事項
 - (1) 本仕様書は、防衛省長崎合同庁舎で実施される「長崎地本パーテーション設置」に適用する。
 - (2) 本工事は、本仕様書・図面によるほか、用語の定義については、以下によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）』
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）』
 - (3) 本工事は施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
 - (4) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。
 - (5) 写真は、施工前、施工中、施工後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し、写真帳（A4）に整理して提出する。
 - (6) 工事場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止する。
 - (7) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるとともに、現場においては常に整理整頓を行う。
 - (8) 本工事に使用する材料は全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用する。
 - (9) 請負者または現場代理人は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整するものとする。
 - (10) 官側の電気は基本的には使用しないものとし、発電機を使用すること。また、電気、水道を使用する場合はメーターを設置し、使用した料金を徴収するものとする。
 - (11) 本設計図書に記載された寸法及び規格は標準であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工するものとする。
 - (12) 仕様書に記載なき事項であっても工事完成に必要な軽微な作業は、請負業者の責任において実施するものとする。



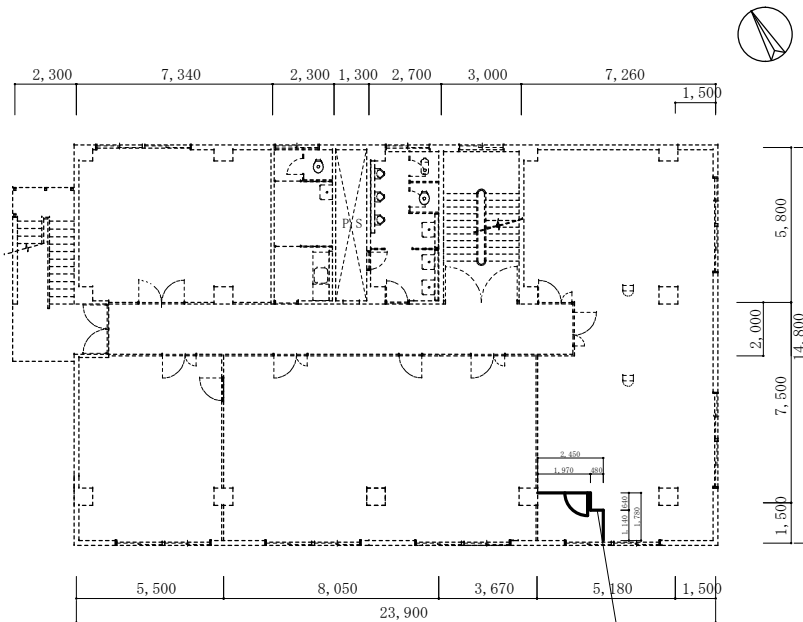
防衛省長崎合同庁舎 案内図 S=NON SCALE



防衛省長崎合同庁舎 配置図 S=NON SCALE

件 名	長崎地本パーテーション設置				
図面名称	仕様書				
縮 尺	図示	作成年月日	7.7.3	図面番号	2 / 3
自衛隊長崎地方協力本部 募集課計画班					

建 具 表 S=1:30



パーテーション設置×1箇所

防衛省長崎合同庁舎2階 平面図 S=1:200

記号	名称	AP 1	アルミパーテーション 1箇所
姿 図			
見込	55		
材質・仕上	化粧鋼板 t=0.5 (クリームホワイト)		
硝子	-		
錠	シリンダー錠、内側サムターン付		
金物	丁番、ドアコーサ-、付属金物一式		
その他	ドアガラリ		

件名	長崎地本パーテーション設置				
図面名称	平面図、建具表				
縮尺	図示	作成年月日	7.7.3	図面番号	3 / 3
自衛隊長崎地方協力本部 募集課計画班					